

調 査

栄 養 士 と 調 理 師

——調理師法公布に至るまでの想出で——

故 土 屋 忠 良*

第1 緒 言

昭和22年に公布せられた栄養士法（法律第245号）には、何うしたことかその条文中に目的の記載が抜かされて居つたので、其の点甚だ遺憾に感ぜられたところであるが、従来の栄養士規則を廢して**栄養士法**という法律に改められたという事情から**栄養改善法**の目的同様専ら国民の**栄養改善**思想を高め、国民の**栄養状態**を明かにし、且つ国民の**栄養**を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図りもつて国民の福祉の増進に寄与するよう指導する職務であると云うても敢えて宜しかろうと思はれる。

ところが昭和33年には**調理士法**（法律第147号）が制定せられ之が目的としては私が未だ厚生技官当時に強調した如く、調理士の資格を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図りもつて国民の食生活の向上に資することが目的とされたことに関しては我が意を得たりと大に喜に堪えないところである。

まあそんなことなので、**栄養士**と**調理師**との関係は或は夫婦、兄弟姉妹的な密接な親しい関係にあるのであるが、現在までのところでは**栄養士**は専ら指導的のみの立場に置かれ、**調理師**は**実際技術者**であると自負し威を張つて居ることは衆人御承知のところである。

尤も年令的には、**栄養士**の多くは大学其他の専門学校出の年若い知識人で、口を開けば、やれカロリーが何うだの動物性蛋白質質量が如何と学術的な言辞が多いのに対し、**調理師**の多くは年令も概して高く、しかも長年の経験から庖丁をもたせたら右手は勿論左手でも自由自在に使い得られるというた熟練者が多いので、其の間に両者のびつたりしないところが随所に見聞きせられ居るところであるが、それでは不可此の上なしである。

この両者は何処何処までも仲よく互に相協力し合い調理師は**栄養士**を尊敬しつつその指導を受け、学問の取得に努めることは勿論、**栄養士**は大学出身だと雖或

る程度に庖丁位は手に出来るまでに**実地・技術**の方向にも意を注ぎ一般大衆の**栄養**の改善、体力の増進に寄与しなければならぬものではなからうかと私は常々思考し強調発言し居るところである。

第2 調理士の称号とその向上

従来料理人とか司厨士或は炊事夫、コック、板前などと云われて居た人達の業務は単に食用の料理を造りあげるといふ所謂庖丁術の修得だけであつて、その点に関し進歩もなければ発展もなく、保健衛生上不安此の上もない実情であつたことは衆人の感知し居られるところである。

昭和11年5月浜松市に爆発した大福餅の大中毒事件（患者2,001人中死亡者45人）を始めとし各地に続発し居る大中小の消化器系の伝染病や食中毒の殆んど全%が調理、貯蔵方法の不合理であつたり、調理人その人が赤痢や腸チフスの保菌者であつたことが原因し誘因したことを考えると特に大衆の飲食と関係の深い此等の業態者に対しては単に**美味な料理**を造つたのならそれだけで満点であるという旧来の考方は之を棄てさせ**経済**や**栄養**や**衛生**を無視するが如き非科学的な調理は之をサラリット廢し之に代るに科学的に調理する**栄養学**的知識を習得し調理には誇と權威とを持つて当らせなければならぬと思ひ居た当時**京都府衛生部長**在任中の余は、図らずも厚生省に於てもこの点に関しては未だ何等の意企なきを突きとめたので、それではと**全国都道府県**に先がけ**京都府調理士条例**を制定公布し、調理士の資格を定め社会的の地位を確保させ大に業界に**気焰**を挙げさせたところであつた。

第3 京都府調理士条例

昭和25年5月・厚生大臣の招集に応じ**全国都道府県衛生部長会議**に上京出席時の話題である。

偶々**食品衛生**に干する指示事項の質議応答の終らんとした瞬間であつた。

余は挙手し**京都府**と大呼しながらやをらと立ち上がり、

* 本学教授 昭和35年12月11日急逝

「只今の事項とも關聯した当座の問題と考えますので此の際本省の御意向を伺い御教示にあづかり度い……………」。

現在頭髮の刈込、結髪、化粧、着付け等の業務に携はり居る旧来の床屋、髪結い業者に対しては既に**理容師美容師法**という法律までも制定公布し理容師、美容師という立派な資格までも附与し大に社会的の地位を高められたことは、理容、美容の業務は人が交際上における身だしなみの1でありこの業務が適正に行われることにより公衆衛生の向上に資するものが大なりとして左様に取りはからわれたことは近来にない適法として吾々衛生技術官を始めとし業者は勿論一般大衆も大賛成を表したところでありますが、それよりも調理の方がより先決問題として何とか考える可きではなからうかと思考するところであります。

浜松の大福餅の中毒事件、上田市の法事料理による赤痢事件、別所温泉に於ける保菌者による大腸チフス事件等々から見てもそうした調理人、司厨士の職務は極めて重要な職等であるから放置しおかず今迄通りにただ単に調理の技術だけ年季を入れていればそれで万事宜しいということに放置し居ることは何うかと思はれます。場合によつては公衆衛生、食品衛生などの衛生学をシツカリと身につけさせ栄養学を習得せしめ、調理科学をも身につけて社会常識の豊かな健全な良識をもつた立派な社会人にならなければならないと考えて居るのでありますが、本省としては理容、美容師法同様近く法律でも御制定の上一般大衆のために何んとかしようという御意企でもおありなのかそうなら其の内容をお漏らし頂けたら大に力が加えられ幸とするところであります……。」という様な余の質問に対し主管の三木公衆衛生局長が大臣に代つて、

「只今京都の土屋部長からの御質問の件誠に御尤のことと存じますが本省としては将来はいざ知らず現在のところでは未だ何等の企劃はございません、まあ現在の世態に応じ各位の御意向により各府県で適当にやつて頂き度い……………」旨の余には誠に不本意な答弁に接したで私は帰庁早々主管の中村公衆衛生課長と山田栄養係長とを招致し之が取締条例の起草を命じたのであつた。条例案は両君の手で仲々立派に出来上つたの

で余は之に多少の加徐訂正を加え昭和25年9月に開かれた京都府会に提出、説明これ努めたところ議員諸公の満場一致の賛成で議会を通過したので即日**京都府調理士条例**として公布したのであつた。

第4 近畿2府4県共通の資格

全国各都道府県に卒先して京都府が京都府調理士条件を制定公布したと厚生省、各都道府県を始とし各地の諸官庁、諸会社からも大に關心を持たれて条例の別刷を送つてくれという注文、希望の殺到に応じ一々発送し居りたる所、それから1カ月経て兵庫県に、6カ月程おくれて大阪府に殆んど京都府同様内容の条例が相次ぎて制定公布せられ果ては1カ年足らずの中に他の道県は申すに及ばず近畿だけでも2府4県の全部に制定公布を見るに至つたが、さてこれは法律でないだけに制定した都道府県内だけの有効で京都府で有資格者となつても大阪府や東京都に移動すれば移転先では無効となつてしまう不便に徴し、せめて取り敢えず近畿2府4県内だけでも共通にしようと思つたので京都府主催の近畿2府4県衛生部長会議に私からこの点を提案説明したところ全員の賛成を得たので和歌県での有資格者は京都府でも滋賀県でもそのまゝ無試験で有効と定められたので業者からは大に法律の前提であるとして歎喜せられたところであつた。

第5 調理士法の制定公布

昭和25年の9月に**京都府調理士条例**が全国各都道府県に卒先して制定公布せられてから僅か数年の間に私の発言が着々と因をなし効を奏してか、次々と制定を見殆んど全日本の各都道府県の何れにもそうした条例が制定公布せられるに至つた態制に協賛せられてか議会でも厚生省でも遂に意を決し昭和33年5月10日によし私の命名した調理士の士が一躍医師、歯科医師、薬剤師同様の師に改めたと雖法律第147号を以つて**調理師法**として公布せられるに至り識者間には未だ栄養士が士であるのに釣合がとれず可笑しい、土屋の命名通り調理士と為すべきだという御意見も相当にあるようだが私は法律にまで取り扱はれるに至つことは誠に喜ばしく感至つて無量の思をさせられ居るところである。